



熊本県公報

第 1 2 6 4 2 号
平成 29 年 7 月 28 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(//) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○道路の供用開始	(//) 2
○道路の区域変更	(//) 2
○道路の区域変更	(//) 3
○道路の区域変更	(//) 3
○道路の区域変更	(//) 3
○低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領	(管理調達課) 4
○業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領	(//) 4
○熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る 入札情報の公表要領の一部を改正する要領	(//) 4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 5
○道路の供用開始	(//) 5
○道路の供用開始	(//) 5
公 告	
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 6
○肥料登録有効期間更新	(//) 6
○土地改良区役員の退任	(農村計画課) 6
○土地改良区役員の退任	(//) 6
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 7
○農用地利用配分計画の認可	(//) 7
○農用地利用配分計画の認可	(//) 7
○農用地利用配分計画の認可	(//) 7
○農用地利用配分計画の認可	(//) 8
○「ふるさと熊本」登録樹の解除	(自然保護課) 9
○労働力調査調査員証の失効	(統計調査課) 9
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る指針案の縦覧	(自然保護課) 10
○第 1 回熊本復旧・復興 4 カ年戦略委員会の開催	(企画課) 10
登 載 依 頼	
○平成 29 年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュー タ等の借入れに係る落札者の決定	(教育政策課) 10
正 誤	
○平成 29 年 3 月 31 日熊本県告示第 316 号(土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中	(砂防課) 11

告 示

熊本県告示第 690 号
 次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条
 の 2 の規定により告示する。
 平成 29 年 7 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町川越字蟹田 3 2 1 0 番、3 2 1 6
番、3 2 1 8 番、3 2 2 7 番、3 2 2 8 番、3 2 2 9 番 2、3 2 3 0 番 1、字橋谷 3 3
6 9 番 1、3 3 7 0 番 1、3 3 8 4 番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 9 1 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字落水 5 3 3 番 1 から 5 3 3 番 3 まで、5 7 3 番、5 7 5 番、5 7 6 番、5 7 8 番 1

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 6 9 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	2 2 1 号	人吉市上漆田町字頭無 3 4 0 2 番 2 2 地先から 同所 3 4 5 4 番 1 地先まで	59.5	交差点改良

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 8 月 1 日

熊本県告示第 6 9 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	人吉市願成寺町字上石清水 1 2 6 3 番 2 5 地先から 同所 1 2 8 3 番 1 地先まで	148.3	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県告示第 6 9 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成29年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳本渡線	天草市楠浦町方原下 6683番2地先から 同所 6674番地先まで	前	6.2 ～ 20.3	157.0	単道改
			後	12.9 ～ 27.3		

2 区域を変更する期日 平成29年7月28日

熊本県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年7月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	上天草市松島町今泉字米ノ山 新田 6438番325地先から 上天草市松島町今泉字御手水 4076番2地先まで	前	9.0 ～ 55.4	509.0	防交 (改築)
			後	9.0 ～ 55.4		

2 区域を変更する期日 平成29年7月28日

熊本県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年7月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町甲佐町高田 91番4地先から 菊池市七城町砂田字間所 1455番12地先まで	前	15.1 ～ 30.2	100.0	道路区 域から の除外
			後	15.1 ～ 30.2		

2 区域を変更する期日 平成29年7月28日

熊本県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年7月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町砂田字間所 1456番1地先から 同所 1480番3地先まで	前	13.6 ～ 26.5	67.1	道路区域からの除外
			後	12.1 ～ 23.8		

2 区域を変更する期日 平成29年7月28日

熊本県告示第698号

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領
低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

6 契約審査委員会の設置中「情報企画監」を「情報企画課長」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の6の規定は、平成29年4月1日から適用する。

熊本県告示第699号

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領
業務委託契約等に係る業者選定要領（平成14年熊本県告示第805号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「課（センター）」を「課（センター・グループ）」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

熊本県告示第700号

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領の一部を改正する要領

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領（平成25年熊本県告示第319号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「遅滞なく、」を削り、同条第2項第2号中「出納局管理調達課、」及び「及び各地域振興局総務部総務振興課」を削り、同条第3項中「本庁各課（センター）の長」を「本庁各課（センター・グループ）の長」に、「不要の決定」を「不用の決定」に、「不要物品」を「不用物品」に改め、同項第1号ウ中「不要物品」を「不用物品」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成29年4月1日から適用する。

熊本県告示第701号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年7月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

下豊内2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標

柱 1 5 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	町・大字・字	番 地
1	甲佐町	豊内字陳ノ内	1 9 4 6 - 1
2	〃	〃	1 9 4 7
3	〃	〃	1 9 4 8
4	〃	〃	1 9 5 1
5	〃	〃	1 9 5 2 - 1
6	〃	豊内字塘ノ内	9 3 7
7	〃	〃	9 3 8
8	〃	〃	9 3 6
9	〃	〃	9 4 0
1 0	〃	〃	9 3 2
1 1	〃	〃	9 3 0
1 2	〃	〃	9 2 9 地先里道
1 3	〃	〃	9 2 8
1 4	〃	〃	9 2 5
1 5	〃	〃	9 2 4

熊本県告示第 7 0 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市七城町砂田字間所 1 4 5 6 番 1 地先から 同所 1 4 4 5 番 1 1 地先まで	33.3	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 7 月 3 0 日

熊本県告示第 7 0 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	辛川鹿本線	山鹿市鹿本町中川字北田 2 8 1 6 番地先から 同所 2 9 7 9 番 1 地先まで	70.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県告示第 7 0 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原字東野 7 8 8 番地先から 天草市五和町城河原字松ノ平 5 3 2 番地先まで	149.7	防交安 (道路改良)

2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 8 月 2 日

公 告

熊本県公告第 4 1 5 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 0 3 号	魚かす粉末	魚かす粉末 8 5	窒素全量 : 8 . 0 りん酸全量 : 5 . 0	該当なし	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡 1 1 5 9 番地 3	平成 3 5 年 7 月 1 2 日

熊本県公告第 4 1 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 2 6 1 号	混合有機質肥料	三成魚粉	窒素全量 : 6 . 0 りん酸全量 : 6 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬 5 5 5	平成 3 5 年 7 月 1 9 日

熊本県公告第 4 1 7 号

錦町に事務所を置く錦町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	別府 勝征	球磨郡あさぎり町須恵 6 9 0 5 番地 1

熊本県公告第 4 1 8 号

相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	萩原 憲之	球磨郡相良村大字深水 8 7 5

熊本県公告第 4 1 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
長野 夕帆	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字浅井田 2 1 2 番

2 認可年月日

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

熊本県公告第 4 2 0 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩村 一盛	玉名市伊倉南方	玉名市伊倉南方字外牟田 6 5 6 番

2 認可年月日

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

熊本県公告第 4 2 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮島 博美	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字宮崎字村下 2 9 5 番 1 ほか 6 筆
農事組合法人あまくさ夢有ランド	天草市有明町下津浦	天草市有明町下津浦字大坪 3 1 6 0 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人本渡山口の里	天草市本渡町本渡	天草市本渡町本渡字山ノ口 1 6 5 9 番 1 ほか 2 筆

2 認可年月日

平成 2 9 年 7 月 2 1 日

熊本県公告第 4 2 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
葎村 達郎	熊本市西区小島下町	熊本市西区小島下町字由理込 1 3 4 1 番 〔一時利用地 熊本市西区小島下町字由理込 1 1 8 番 3〕
村上 勉	熊本市西区河内町野出	熊本市西区河内町野出字古藪 1 4 8 9 番 ほか 1 筆
柳沢 勇	熊本市中央区八王寺町	熊本市西区河内町野出字古人藪 1 6 7 6 番ほか 1 筆
N P O 法人熊本福祉会	熊本市西区田崎	熊本市南区内田町字南通 3 5 6 4 番 2
井上 邦広	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字戸崎 1 7 5 8 番ほか 9 筆
満田 正広	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南三番割 3 4 6 2 番 1 ほか 5 筆
前田 隆成	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南一番割 3 3 0 8 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字南櫻町 5 3 0 番 1 ほか 4 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字源海 8 3 9 番ほか 2 9 筆
辻 弘幸	熊本市南区富合町榎津	熊本市南城南町赤見字江崎 4 5 8 番 2 ほか 1 筆
牧 平	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区富合町榎津字戸板町 1 1 7 番 1 ほか 1 筆
手柴 一郎	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町榎津字戸板町 7 0 番
木村 孝則	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字東中郷 1 1 0 6 番ほか 1 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西中郷 5 9 番〕
大津 年行	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西中郷 3 5 7 番ほか 2 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西中郷 5 7 番 ほか 1 筆〕
山室 博昭	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西岩井 3 0 9 番ほか 4 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西岩井 3 6 番〕
上村 正通	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字耳取 1 5 0 0 番 1

2 認可年月日
平成 2 9 年 7 月 2 5 日

熊本県公告第 4 2 3 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下仲間字下居屋敷 1 2 6 9 番ほか 6 筆
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字今町 1 8 1 5 番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字蔵園 2 6 3 4 番ほか 6 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字神部 8 7 6 番 2 ほか 2 筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字鶴 1 1 6 7 番 1 ほか 2 0 筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字五反田 2 4 5 3 番
西村 浩	上益城郡甲佐町麻生原	上益城郡甲佐町大字津志田字上川原 2 5 番
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上松 2 5 5 6 番ほか 2 筆
白石 義行	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字横田字丸山 6 8 8 番ほか 5 筆
田上 安幸	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字大町字池田 6 6 5 番ほか 4 筆
藤原 小百合	上益城郡山都町須原	上益城郡山都町木原谷字深久保 7 1 番 2 ほか 3 筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字長藪 2 0 8 8 番ほか 1 9 筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字鹿生野 1 1 番ほか 1 9 8 筆
那須 重実	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字狐口 2 7 0 4 番ほか 4 筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字牛島 2 4 7 1 番 1 ほか 3 筆
株式会社のどか	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字黒肥地字久保杉 4 0 3 9 番ほか 2 1 筆

2 認可年月日
平成 2 9 年 7 月 2 5 日

熊本県公告第 4 2 4 号
次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和 5 5 年熊本県告示第 4 1 9 号）第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	名称	樹種	所在地
6	出羽のモッコク	ツバキ科モッコク	熊本市西区河内町大多尾字中平 1 0 5 4

熊本県公告第 4 2 5 号
次の労働力調査調査員証は、平成 2 9 年 7 月 1 7 日に効力を失った。
平成 2 9 年 7 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査員証の区分	発給番号
労働力調査調査員証	第 4 号

熊本県公告第 4 2 6 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により特別保護地区を指定するので、同条第 4 項において準用する同法第 28 条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

なお、この公告の日から平成 29 年 8 月 10 日までの間、熊本県北広域本部菊池地域振興局農林水産部林務課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課において、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。この指針の案については、当該特別保護地区の住民及び利害関係人は、当該期間中、知事に意見書を提出することができ、その提出先は熊本県環境生活部環境自然保護課とする。

平成 29 年 7 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特別保護地区の名称
北向山特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域
北向山特別保護地区の指定に係る指針案のとおり
- 3 特別保護地区の存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針の案
北向山特別保護地区の指定に係る指針案のとおり

熊本県公告第 4 2 7 号

第 1 回熊本復旧・復興 4 カ年戦略委員会を次のとおり開催する。

平成 29 年 7 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 29 年 8 月 3 日 午後 4 時 30 分
- 2 開催場所
熊本市中央区水道町 14-1
ホテルメルパルク熊本 2 階 立田
- 3 議題
平成 29 年度政策評価について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県企画振興部企画課戦略推進班
(電話 096-333-2019)

登載依頼

熊本県教育委員会公告第 1 5 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

平成 29 年 7 月 28 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 29 年度県立学校校務情報化推進事業に係るコンピュータ等の借入れ
ノート型コンピュータ 1, 379 セット
イ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 7 月 13 日

- 4 落札者の名称及び住所
肥銀リース 株式会社
熊本市中央区国府一丁目 20 番 1 号
- 5 落札金額（月額）
2,968,920 円（うち消費税及び地方消費税の額 219,920 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
平成 29 年 6 月 2 日

正 誤

平成 29 年 3 月 31 日熊本県告示第 316 号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
39	6	桑鶴 - 5	横浜 - 1
39	7	桑鶴 - 6	横浜 - 2
39	8	横浜	横浜 - 3